

### シーガイア基金住民訴訟

## 元県議2人も参加へ

宮崎市のシーガイアを支援する「シーガイア支援基金」に松形知事が原費六十

億円を拠出したのは違法として、拠出金の返還を知事

に求めている元県議二人は二十八日、五月十二日に訴

訟の手続きをとる。「シーガイア支援基金」の住民監

査請求をすすめる会」(代

して計画に反対した経緯がない」として棄却されている。あり、「公金支出は公約違反で、国、知事を含めた起業者の責任を問いたい」としている。

県監査委員に、拠出金の返還を知事に勧告するよう求めた住民監査請求は今年十二月、「違法、不当性は

### 大貫町。

監査請求棄却について久島さんらは①シーガイアを運営するフェニックスリゾート(木下英太郎社長)を監査対象にしない②県財政に余裕がない③他産業支援と比べて不公平などと反論している。

## 住民訴訟が一本化

### シーガイア基金返還求め 元県議ら

県がシーガイア支援を目的に六十億円を拠出したのは違法として松形知事に返

却された市民団体と共同して知事への公金返還を求め九日までに明らかにした。

元県議は久島昌志さん(大)宮崎市本郷南方と伊藤一郎さん(大)延岡市

## シーガイア 支援基金

# 「県60億円拠出」違法性問う

## 市民団体 きょう返還求め提訴

巨額の累積赤字にあえぐ宮崎市の「シーガイア」を支援する基金に、県が六十億円を拠出したのは違法として、市民グループが十二日、松形祐典知事を相手取り、県に返還するよう求める住民訴訟を宮崎地裁に起こす。シーガイアの経営主体、フェニックスリゾート社のような第三セクターへの補助金について、判例は、自治体の裁量権を幅広く認め、「逸脱」「乱用」でない限り、違法と認定しない。住民にとって、かなりの「狭き門」だ。

客船運航会社・日韓高速船に、山口県下関市が八億四千五百万円を補助した是非が法廷で争われた。山口地裁は一九九八年六月、「公益性がなく違法」と判断して、当時の市長に返還を命じた。現在、広島高裁で係争中だ。

シーガイアとの違いは二点ある。下関市は直接補助したのに対し、県は、一月に設立した「振興基金」を通じて補助した。第二は、下関の運航会社は破たんしていたが、シーガイアは営業を続けている点だ。

訴えを起す「支援基金の住民監査請求をすすめる会」は、六十億円の基金のうち、五十八億円は「シーガイア枠」。実態はシーガイア支援に外ならない、リゾート社の経営状態についても、「実質的には破たんしている」と主張する。九八年度決算では一千百十二億円の債務超過に陥った。自治省の「三セクに関する指針」によると、最低のCランクの「深刻な経営難で、事業の存廃を含めた検討が必要」に該当する。

四月から経営改善計画を実行しているが、予断を許さない。シーガイアが再生できるかどうかは訴訟の行方に影響を及ぼしそうだ。

たと認定され、公益性を否定されるおそれもある。敗訴すれば、知事は六十億円賠償責任を負う。

シーガイア支援で提訴  
「県民無視」と  
原告側弁護士  
シーガイアを支援する基  
金に県が六十億円を拠出し



提訴後に記者会見する後藤好成弁護士(左)ら。県庁で

たのは違法として松形祐典知事を相手取り、六十億円の返還を求める訴えを起した市民グループの弁護団が十二日、県庁で記者会見した。

後藤好成弁護士は「不況が長引き、県民は苦労して納税している。経営が破たんしたシーガイアに拠出するのは県民無視といわざるを得ない。公金の支出は、住民の福祉に役立つものでなくてはならない」と語った。

朝日新聞 00年05月13日

朝日新聞 00年05月13日

# シーガイア支援の60億円 返還求め知事を提訴

宮崎県民611人

巨額の累積赤字にあえぐ一、県民六百十一人が十二日、松形祐典知事を相手取り、六十億円を県に返還するよう求める訴訟を宮崎地裁に起した。

県は一月、財団法人宮崎コンベンション・ビューローが運営する「国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金」に、「観光産

業の振興を図る」との各目で、六十億円を拠出した。訴状は、この拠出に対して、「シーガイア支援が目的なのは明らかだ」とした原告らは一月、住民監査

請求を申し立てた。しかし、県監査委員は四月、①公益性の判断は、県の裁量にゆだねられる②県の基幹産業である観光業の振興をめぐり基金への拠出は違法な支出にあたらないとして、請求を棄却した。松形知事は「基金は産業振興のため創設した。裁判を通じて基金の公益性、公益性を明らかにしていきたい」との談話を発表した。

ろえて、シーガイアは観光娯楽施設にすぎないうえ、負債残高が約七千四百億円にのぼる県に財政的な余裕はなく、六十億円の拠出に、地方自治法の定める「公益性」が認められない。経営が破たんしたシーガイアの倒産が避けられないことを承知しながら、公金を投入したのは不法行為にあたる、としている。



「60億円の投入は捨て金」と訴える後藤弁護士(中央)ら(12日、県庁で)

# シーガイア訴訟

# 公益性「巡り」応酬か

## 知事「観光支援」市民「捨て金」

県が観光立県・宮崎の浮沈を懸けた「宮崎・日南海岸リゾート構想」の中核施設・シーガイア。十二日の「シーガイア支援基金住民訴訟」の提訴で、経営する第三セクター・フェニックスリゾートに対する「基金」を通じて県の公的支援の是非を巡る議論は、いよいよ法廷に持ち込まれた。「六十億円の基金への投入は捨て金」と厳しく迫る原告団に対して、知事側は「県の

基幹産業である観光産業の支援の一環として」応酬する構えで、基金への拠出の「公益性」が大きな争点になりそうだ。

松形知事は詰す。——判例 第三セクターの破たんが全国で相次ぎ、自治体の三セク支援を違法とする判例も出ている。山口県下関市が出資する第三セクター「日韓高速船株式会社」の債務処理に八億四千五百万円を支出したのは、地方自治法上違法な公金支出に当たるとして、市民三人が当時の市長を相手取り山口地裁に起こした住民訴訟がその先例。九八年六月、同地裁は全額支払いを命じ、前市長が広島高裁に控訴中。

しかし、県観光・リゾート課は「シーガイアは九州・沖縄サミット外相会議の会場でもあり、再建に向けて頑張っている」と、下関市との類似性を否定する。

原告側は訴状で、フェニックスリゾートに対する「基金」を通じて県の公的支援の是非を巡る議論は、いよいよ法廷に持ち込まれた。「六十億円の基金への投入は捨て金」と厳しく迫る原告団に対して、知事側は「県の

これに對して松形知事は「これまで、「伝統ある観光産業再生のための基金を創設した」と強調。「観光客は年間約千二百万人、観光消費額は約千億円(一九九八年県観光動向調査)。二万人の雇用がある」とし、観光産業支援の「公益性」

この地裁判決では「事業再開の見込みはないにもかかわらず、補助金を交付したのは、経済的な面も含め不毛の処置だった」と補助金支出を違法と判断した。

後藤弁護士は「基金は、ほとんどをシーガイアの支援に使う目的でつくった」と指摘。「どの角度から見ても、公益上の必要性は認められない」と強調した。

### 「シーガイア支援基金」を巡る経過

- 1999年 9月 第一勧業銀行がフェ社に融資の一部停止を伝える
- 11月17日 県がシーガイア支援を目的にした総額100億円の基金構想を発表
- 24日 県が60億円を基金に拠出する補正予算案を県議会に提出
- 12月14日 フェ社の中村浩・前副社長が、県議会商工建設委員会に参考人招致される
- 18日 県議会が賛成多数で補正予算案可決。経営状況の報告、情報開示などの付帯決議を付ける
- 2000年 1月18日 フェ社が基金を管理する財団法人宮崎コンベンション・ビューローに58億円の補助金交付を申請
- 21日 基金審査会がフェ社に対する当面の補助額を25億円と認定。県は宮崎コンベンション・ビューローに60億円を拠出
- 25日 基金からフェ社に25億円が交付される
- 26日 フェ社が1993年度から6期分の決算書類を公開
- 27日 「シーガイア支援基金の住民監査請求をすすめる会」結成
- 2月10日 松形知事がフェ社の経営改善委員会に出席
- 18日 「すすめる会」が県監査委員に住民監査請求。請求者は県民2041人
- 3月16日 宮崎市が基金参加を見送り、フェニックス自然動物園買取など独自の支援策を発表
- 4月12日 シーガイアグループによる「自助努力分」の経営改善計画骨子を、県が県議会に報告
- 13日 フェ社の佐藤棟良社長が、代表権のある会長に退く
- 18日 県監査委員が住民監査請求を棄却
- 18日 県リゾート振興県民会議が、賛同者約10万2500人の署名を添えて、宮崎コンベンション・ビューローに5484万円を寄付
- 28日 県市町村振興協会が基金に3億円拠出することを決定
- 5月12日 「すすめる会」が住民訴訟を起こす

「すすめる会」は、基金拠出の第二次住民監査請求を準備中。請求者は約五百人の見込みで、来週にも県監査委員に請求する。

# 60億円返還求め提訴

## シーガイア支援 宮崎県知事相手に 基金で市民団体

宮崎市の大型リゾート施設シーガイアを運営する第三セクター「フェニックスリゾート」の支援を目的とした基金に、宮崎県が公的資金を投入したのは、公益性がなく地方自治法に違反するとして、同市の市民団体が十二日、松形祐禰同県知事を相手取り、六十億円の返還を求める訴訟を宮崎地裁に起こした。

訴えたのは、基金問題について今年二月、同県監査委に住民監査請求したシーガイア支援基金の住民監査請求をすすめる会（代表・後藤好成弁護士）のメンバーら六百十一人。監査請求は四月に棄却されたが、原告

団はあらためて法廷で、経営危機に直面する第三セクターへの公金支出の法的根拠を問う構えだ。

訴状によると、宮崎県は松形知事の提案で今年一月、六十億円を出資して「国際コンベンションリゾートみやぎき振興基金」を創設。基金からシーガイアに補助金二十五億円が交付された。原告側は「基金は明らかにシーガイア支援を目的としているが、シーガイアは娯楽施設で、公益性はない」と指摘。基金への費用拠出は、補助金などについて公益上の必要性を定めた地方自治法に違反するとしている。

松形知事は「基金は産業振興策の一環として創設したものであり、県の発展に大きな効果をもたらすと確信している。裁判を通じて、基金事業の公益性や公平性を明らかにしていきたい」とのコメントを発表した。

# 7社支援 60億円返還求め提訴

## 住民訴訟 原告団 県は「公益性」主張へ

宮崎市のシーガイアを運営する第三セクター・フェニックスリゾート支援のため、県が六十億円を「国際コンベンション・リゾートみやぎき振興基金」に拠出したのは地方自治法違反などとして、「シーガイア支援基金住民訴訟原告団」（仮称）は十二日、松形知事を相手取り、六十億円の全額返還を求める住民訴訟を宮崎地裁に起こした。原告数は県内八市十七町の六百十一人。

で記者会見し「借金体質の県財政で、既に破たん状態のシーガイアに六十億円も公金をつぎ込むのは、捨てる金そのもの。県民生活にも重大な影響を及ぼす」と提訴の理由を説明。地方自治体の補助や寄付の際、公益上の必要性を定めた地方

自治法に違反する」としている。裁判の見通しについては「シーガイアの公益性の有無」を経営破たん状態の認定などが争点になると指摘。その上で「シーガイアは観光企業にすぎず、公益性はない。県が言う観光振

興という名目の拠出なら、明らかに偏りがある」「第一勧銀が追加融資を停止、税金を精納するなど普通の会社なら既に倒産している」とした。

一方、松形知事は「基金は、すそ野の広い総合産業である観光・リゾート産業の支援を目的に創設。本県発展のために大きな効果をもたらすと確信している。裁判を通じて公益性と公平性を明らかにしていきたい」とコメントした。

原告団は同日午前、弁護士ら代表九人が宮崎地裁に訴状を提出。その後、県庁



発行所：北九州市小倉北区紺屋町13-1 7802-8651電話(093)541-3131  
 郵便振替口座 01750-1-11038(福岡)  
 毎日新聞西部本社 ©毎日新聞社 2000

### シーガイア支援

# 60億円返還求め提訴

## 宮崎知事相手に県民611人

1115億円の累積赤字を抱える宮崎市の大型リゾート施設「シーガイア」を経営する第三セクター「フェニックスリゾート」(木許英太郎社長)への支援を主目的にした

基金に、宮崎県が60億円を出資したのは「公益性がなく違法」などとして、県民611人が12日、松形祐典知事を相手に60億円を県に返還するよう求める住民訴訟を宮崎地裁に起す

した。(20面に解説と関連記事) 訴状によると、県内観光産業支援のためとして創設された「国際コンベンション・リゾートみやざき振興基金」は事実上、シー

ガイア支援を目的にしている。しかし、①シーガイアは営利目的の観光施設に過ぎず公益性はない②利用客が年々減少し経営破たん状態のシーガイアに公金を支出

したことは捨て金になり県や県民には大きな損害を与えている。

えら—として、出資の違法性を訴えている。

原告らは2月、松形知事が60億円を県に返還するよう求めて住民監査請求した。しかし、県監査委員が「シーガイアは高い公益性を持ち、支出は適法」として請求を棄却したため、提訴した。

基金への出資は、フ社のメインバンク・第一勧業銀行が昨年9月に新規融資の一部停止を通告し、フ社の運転資金が不足する見込み

となったことが発端。フ社の支援要請を受けて県は昨年11月、100億円を目標に基金創設を提唱し、60億円を出資した。基金は1月、フ社に昨年度下半期分の運転資金として26億円を交付した。

基金には11日現在、県のほか県市町村振興協会が3億円を出資し、県民10万2452人と県に關係のある21団体・企業が計約1億1600万円を寄付している。【入江 直樹】

# シーガイア 60億円出資

## 「この不況下になぜ」

### 返還訴訟 原告側 用途の不公平さ強調

「税金の使い方として不公平だ」。宮崎県が大型リゾート施設・シーガイア（宮崎市）の支援を主目的とした基金に出資した60億円の全額返還を求めた住民訴訟。原告側は巨額の公金投入に対する怒りを表明した。

【奥田 伸一】

提訴後原告側代理人で、住民監査請求を進めた市民グループの代表だった後藤好成弁護士は「県内では多くの中小商工業者が不況で苦しんでいる。県民の税金は大切に使うべきだ」と語気を強めた。

後藤弁護士らが基金への60億円出資に対し、住民監査請求する方針を固めたの

は昨年12月中旬。県議会が基金への出資を含む一般会計補正予算案を可決した直後で「このままでは反対の意思を表明する機会がない」との思いからだった。

今年1月末、多くの県民から請求人を募り、「シーガイア支援基金」の住民監査請求をする「会」を結成したという。わずか3

週間で約2000人が名を連ねた。「全県的に請求の輪が広がった」。手紙を感したが請求は棄却され、提訴に踏み切った。

一方、松形知事は基金への60億円出資を県議会に提案した昨年11月から一貫し

てシーガイア支援の必要性を訴えており、今月2日の定例記者会見でも「(出資の)公益性を信じて疑わない」と断言。この日も「基金の公益性、公益性を裁判を通じて訴えていきたい」と従来通りの主張を繰り返した。

基金から25億円の交付を受けたフ社は「松形知事を相手にした訴訟であり、コメントする立場にない」との談話を発表した。



提訴後、記者会見をする原告と弁護人—宮崎県庁で12日午前10時半、入江直樹写す

#### 解説

高崎県が60億円を出資したことの違法性を問う住民訴訟は、出資の公益性が最大の争点となりそうだ。

県の経済波及効果をもたらしている27月の九州・沖縄サミット外相会議の受け皿として宮崎の知名度アップに貢献したと県議会などで説明している。

### 「公益性」が最大の争点

これに対し、原告側は「経済効果はほかの有力企業も生み出せる」として「シーガイアは観光娯楽施設。県民に直接役立つものは一つもない」と反論する。

三セクへの自治体の出資を巡っては、山口地裁

が98年6月、山口県下関市が「日韓高速船」(同市)に債務処理のため8億4500万円を支出したことは「市民の福祉増進につながらない」として

て、支出を決めた当時の市長に全額を市に返還するよう命じた。一方、JR京都駅ビルを運営する「京都駅ビル開発会社」に京都府、京都市が出資した各3億円の返還を求めた訴訟で京都地裁は96年3月、首長の裁量権を広く認め「社会通念上、裁量権を乱用したと認められない限り適法」として訴えを退けている。

公益性には「統一的な指標はない」(自治省行政課)とされている。99年3月期の累積赤字が11億5千万円と、全国の三セクで初めて1000億円を超えた(民間の信用調査機関「東京商工リサーチ」調べ)シーガイアの公益性をどう判断するか、審理の行方が注目される。

【奥田 伸一】

アイア  
ガイ  
シー支

# 「60億支出は違法」提訴

## 住民が宮崎知事相手に

宮崎市の大型リゾート施設「シーガイア」を経営する第三セクター・フェニックスリゾート支援のため、「シーガイア支援基金（正

式名称「国際コンベンション・リゾートみちぎき振興基金」に県費六十億円を拠出したのは違法で、県や県民に損害を与えたとして、市

読売新聞 00年05月13日

民グループのメンバーらが十二日、松形祐堯・宮崎県知事を相手取り、六十億円の損害賠償を県に支払うよう求める住民訴訟を宮崎地裁に起こした。

提訴したのは、「シーガイア支援基金」の住民監査請求をすめる会（代表・後藤好成弁護士）のメンバーら六百十一人で結成した原告団。

訴状によると、①シーガイアは営利目的の観光施設で公益性がない②フェニックスは赤字千五百億円の累積赤字千五百億円の抱え、経営破たん状態にあり、税金投入は捨て金になる③税金の使い方として公平さを欠く――などを理由に、拠出は違法と主張。拠出を決めた知事には故意もしくは重大な過失責任があるとしていた。

「ら」三千四十一人は今年二月、県費の返還を知事に勧告するよう求めて住民監査請求したが、県監査委員は四月、「拠出に違法性は無い」として棄却した。

フェニックスは昨年秋、主力銀行・第一勧業銀行の追加融資停止で資金繰りが悪化、県に財政支援を要請した。県は財団法人宮崎コンベンション・ビューローが創設した同基金に六十億円を拠出。今年一月、同基金からフェニックスに対して、当面の運転資金として二十五億円が交付されている。

松形知事は「訴状を見ていないので詳しく承知していない。しかし、基金は観光・リゾート産業の支援を目的とした産業振興策の一環として創設したもので、基金の趣旨、公益性などを裁判を通じて明らかにしたい」とのコメントを出した。

「ら」のメンバー

# 宮崎県知事を提訴

## 住民原告団602人

### 「シーガイア」救済に県費60億円

# 投入は違法、返還を



住民訴訟提訴で記者会見する原告団の人たち—12日、宮崎県庁

千百十五億円の累積赤字をかかえ、経営が破たんしている宮崎市の第三セクター「シーガイア」救済に、宮崎県が県費六十億円を投入したのは、公益性がなく、違法であるとして十二日、住民が、松形祐亮宮崎県知事を相手取り、県費の返還を求め、住民訴訟を宮崎地裁におこしました。

提訴したのは、「シーガイア支援基金」住民訴訟原告団の六百一人。

昨年十二月、日本共産党以外の「オール与党」勢力が、シーガイアを経営する「フエニックスリゾート社」（宮崎市）支援のために、設立された基金「国際コンベンションリゾートみやぎき振興基金」に、六十億円を拠出することに賛成しました。これにたいして「シーガイア支援基金」の住民監査請求をすすめる会の呼びかけにこたえた二十二人余の住民が、二月に住民監査請求をおこしました。

かし県監査委員は、四月十三日棄却。住民らは、これを不当として、地方自治法にもとづく、住民訴訟にふみきったものです。

しんぶん赤旗 00年05月13日

提訴後の記者会見で、原告側弁護団の後藤好成弁護士は、すでに経営が破たんし、経営改善計画も明らかでない状態にある特定の営利企業に県費を支出することは、地方自治法が定める「公益性の必要性」がなく「捨て金」であることは明白だときびしく批判しました。また「六百人をこえる県民が原告に名を連ねたことは、住民監査請求に引き続く、県民の怒りを示している」と強調しました。

松形祐亮知事は今回の訴訟について「この基金は県の観光・リゾート産業はもとより、県の発展のために大きな効果をもたらすものと確信している。基金の趣旨、公益性などを裁判を通じて明らかにしたい」と話しています。